

住環境を保護し、市街地形態の多様化へ対応

(左下図参照)

用途地域制度は土地の利用について一定の規制を設けることにより、良好な市街地の形成や、都市の住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動を図るための制度です。平成四年に「都市計画法」と「建築基準法」が改正され、五年六月から施行されました。これにより用途地域の

種類が八種類から十二種類に細分化されたほか、建築できる建築物の用途についても見直しが行われました。市内の用途指定地域は白根地区と大通地区内の二地域です。それぞれ一月一日から次のとおり改正が行われ、たのでお知らせします。主な改正区域は左図のとおりです。

ついで、原則として従来の用途地域指定を継続すること
③秩序あるまちづくりを行う上で、計画的に事務所や店舗などの立地を誘導することが望ましい幹線道路の沿道地域等については地区の将来像を考慮した指定替えを行うこと
主な変更区域は次の三地域です。



●市役所周辺(左上図参照)
市役所周辺は官公庁施設、コミュニティ施設などが集約的に立地しています。今後もこれらの機能施設を誘導していくと共に、国道8号沿線の商業集積と一体となった市民活動の拠点の形成を図ることから、第二種住居地域(大規模な店舗、事務所)の立地も認められる住宅環境保護のための地域)へ移行しました。

●市役所周辺(左上図参照)
市役所周辺は官公庁施設、コミュニティ施設などが集約的に立地しています。今後もこれらの機能施設を誘導していくと共に、国道8号沿線の商業集積と一体となった市民活動の拠点の形成を図ることから、第二種住居地域(大規模な店舗、事務所)の立地も認められる住宅環境保護のための地域)へ移行しました。

●大通地区の国道8号沿線
市役所周辺は官公庁施設、コミュニティ施設などが集約的に立地しています。今後もこれらの機能施設を誘導していくと共に、国道8号沿線の商業集積と一体となった市民活動の拠点の形成を図ることから、第二種住居地域(大規模な店舗、事務所)の立地も認められる住宅環境保護のための地域)へ移行しました。

●市役所周辺の■の区域は現行の住居地域から第二種住居地域(大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅環境保護のための地域)となりました。



●国道8号沿線の■の区域は現行の住居地域から近隣商業地域(近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)となりました。

●大通黄金町(仮称)の■の区域は建ぺい率(敷地面積に対する建物の建築面積の割合)が40から50に、容積率(敷地面積に対する建物の各階の床面積の合計の割合)が80から100に、それぞれ緩和されました。

